

「わくわくワークにいがたキャンペーンロゴマーク」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わくわくワークにいがたキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）のロゴマークを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークとは、別紙のデザイン並びにこれらを展開したものとする。

(使用の範囲)

第3条 シンボルマークを使用できるのは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 新潟県働き方改革推進会議及び新潟県働き方改革連絡協議会の構成団体が使用する場合
- (2) 新潟県内の地方公共団体が、「働きやすい職場づくり」を目的とした支援事業・イベント等を実施する際に使用する場合
- (3) キャンペーンの趣旨に賛同する企業・団体・労働者等が、キャンペーンへの参加をPRする目的で、名刺、配布物、公式ホームページ等に掲示する場合（商品への利用など、営利を目的とする場合を除く）
- (4) 学校等が教育目的で使用する場合
- (5) 報道機関が報道目的で使用する場合

(使用基準)

第4条 前条の範囲に該当する者は、次の基準に基づき、広く広報物等にロゴマークを使用することができる。

- (1) 必ず、画像中のマークと文字を一体として使用する。
 - (2) 縦横の比率を変えて拡大・縮小しない。
 - (3) 別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしない。（マークが判別できる範囲で背景を重ねることは可）
 - (4) 色を変えない。（単色での使用は可）
- 2 ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。
- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動のために利用されるおそれがある場合
 - (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
 - (3) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合
 - (4) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用されるおそれがある場合
 - (5) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の中止等)

第6条 県は、ロゴマークの不適正な使用が認められた場合、使用者に対して、その使用の中止を求めることができる。

2 前項により使用の中止を求めたときは、その旨を県のホームページ等を通じて公表するものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第7条 ロゴマークに関する一切の権利は、新潟県に帰属する。

(規程の改定)

第8条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

この要綱は、平成30年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

(別紙)

「わくわくワークにいがたキャンペーン」ロゴマーク



「わくわくワークにいがたキャンペーン」ロゴマーク キャッチコピー付き
～はたらき方、一歩前へ。～



「わくわくワークにいがたキャンペーン」ロゴマーク キャッチコピー付き
～みんなで取り組む、みんなに「いい働き方」～

